

# 住民異動の手続きはお早めに

入学、就職、転勤などで引越されるかたは住民異動の手続きが必要になります

## 住民異動届の届出人は

異動する本人か世帯主が届出人となります。  
(本人・世帯主が、都合で届け出できない場合は、その世帯の同居人でも届け出できます。)

しかし、世帯を同じくする世帯人以外および世帯分離しているかたが代理で届け出する場合は、本人または世帯主が書いた「委任状」が必要です。

## 届出に本人確認書類が必要

届出人の本人確認がで

るもの(運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなどの顔写真を貼った官公署発行の証明書など)が必要です。

## 住民異動届の受付時間

住民異動届を受付できる時間は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです(祭日を除く)。

※ご注意ください

土・日曜日については住民異動届は受け付けていません。

## 住民票・戸籍謄本および印鑑証明書の交付請求は最寄りのところで

市内に住所・本籍があるかたは、次の窓口どこでも請求することができます。

場所	曜日	受付時間
市民部 市民課	月～金曜日	午前8時30分～午後7時
	土～日曜日	午前8時30分～午後5時15分
滝根行政局 市民課	月～水・金曜日	午前8時30分～午後5時15分
大越行政局 市民課		
都路行政局 市民課		
常葉行政局 市民課		
各出張所	木曜日	午前8時30分～午後7時
	月～金曜日	午前8時30分～午後5時15分

※祝・祭日は除く(土・日曜日は祝・祭日も開設)

※各証明書の請求において代理人による交付請求の場合、本人の(委任状)が必要になる場合があります。

## 印鑑登録をされるかたへ

### ●印鑑登録者ご本人による申請の場合

- ①身分証明書(運転免許証等の顔写真付き)と登録印鑑を持参して登録
- ②運転免許証等の顔写真付きの身分証明書をお持ちでないかたは次の方法により登録者本人と確認
  - ・市役所職員の面識により登録者ご本人を確認できる場合
  - ・田村市に住所があり印鑑登録を受けているかたが実印を持参し保証人となる場合
- ③上記の事項に該当しない場合は郵便での照会書により本人確認となるため、申請当日の印鑑登録はできません。

### ●代理人による申請の場合

申請するご本人が病気その他やむを得ない理由により、窓口に来られない場合は、代理人による申請をすることができます。

ただし、印鑑登録の重要性と印鑑の不正使用を未然に防止するため、登録者ご自身の意思を確認する必要がありますので、次の方法により申請をします。

- ①「代理人選任届」を添えて代理人により印鑑登録申請をします。
- ②郵便により「照会書」を送付します。
- ③「照会書」が届きましたら、登録者ご自身が「回答書」に記入して、代理人が「回答書」を持参し登録します。

※登録申請者が手足の不自由等により「代理人選任届」等が自署できない場合は、「申立書」を代理人に作成していただきます。

## 平成24年4月2日から 住民票証明書等の様式が変更されます

田村市では、平成24年4月から新システムの導入により、住民票証明書、印鑑登録証明書および各税証明書等の様式が変更になります。なお、記載される事項については、現在の内容と同じです。(戸籍謄抄本等および戸籍の附票等の様式変更はありません。)

こんなとき	届出書に必要なもの	届出の期限
市内に転入したとき ↓ 転入届	<ul style="list-style-type: none"> <li>●届出人の印鑑</li> <li>●転出証明書(前住所地で交付)</li> <li>●国民年金手帳(加入者のみ)</li> <li>●後期高齢者医療負担区分等証明書または広域内異動連絡票(該当者のみ・前住所地で交付)</li> <li>●介護保険受給資格証明書(受給者のみ・前住所地で交付)</li> <li>●小中学生の子どもがいる場合は在学証明書(前学校で交付)</li> <li>●身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳</li> </ul>	転入した日から <b>14日以内</b>
市外に転出するとき ↓ 転出届	<ul style="list-style-type: none"> <li>●届出人の印鑑</li> <li>●転出先の住所・世帯主</li> <li>●印鑑登録証(登録者のみ)</li> <li>●国民健康保険被保険証(加入者のみ)</li> <li>●国民健康保険高齢者受給者証(該当者のみ)</li> <li>●後期高齢者医療被保険者証(該当者のみ)</li> <li>●乳幼児またはひとり親家庭医療受給者証(受給者のみ)</li> <li>●介護保険被保険者証(受給者のみ)</li> <li>●重度心身障害者医療費受給者証(受給者のみ)</li> </ul>	転出する <b>14日前から</b> 転出後 <b>14日以内</b>
市内で住所を変更したとき ↓ 転居届	<ul style="list-style-type: none"> <li>●届出人の印鑑</li> <li>●国民健康保険被保険者証(加入者のみ)</li> <li>●国民健康保険高齢者受給者証(該当者のみ)</li> <li>●国民年金手帳(加入者のみ)</li> <li>●後期高齢者医療被保険者証(該当者のみ)</li> <li>●乳幼児またはひとり親家庭医療受給者証(受給者のみ)</li> <li>●介護保険被保険者証(受給者のみ)</li> <li>●身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳</li> <li>●重度心身障害者医療費受給者証(受給者のみ)</li> </ul>	転居した日から <b>14日以内</b>
世帯主が変わったとき ↓ 世帯主変更届	<ul style="list-style-type: none"> <li>●届出人の印鑑</li> <li>●国民健康保険被保険者証(加入者のみ)</li> <li>●国民健康保険高齢者受給者証(該当者のみ)</li> </ul>	変更した日から <b>14日以内</b>